

議案第 26 号

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

四万十町固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年四万十町条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。